

平成二十八年四月一日付け広島県報（号外）第二十号に登載の広島県規則第三十二号（広島県地方機関の長に対する事務委任規則）の一部を次のように訂正する。

総務局業務プロセス改革課長

ページ	行	誤	正
三	四	七十五の四	七十五の二
後ろから六		（担い手経営発展チャレンジ事業	担い手経営発展チャレンジ事業
三			